

令和5年第3回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第56号 令和5年度狭山市一般会計補正予算（第5号）歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入17款県支出金、22款諸収入 について

3款 民生費 について

○老人福祉センターの修繕工事費について、具体的な工事内容、工期等は。

●不老荘の入浴施設のボイラーが故障したことから、交換修繕を行う工事の予算を計上した。工期については、機械の発注で3ヵ月ほどを要する予定で、その後、交換工事がおおむね2ヵ月程度と考えている。

10款 教育費 について

○学校安全総合支援事業は、県のモデル事業として指定されたが、他の学校へ普及していく計画はあるのか。

●県内で3地区、3ヵ所でやっている事業である。継続を希望しなければ単年度で終わる。市内に安全教育研究委員会を立ち上げ、その研究成果を伝える予定でいる。

○富士見集会所の施設修繕について、具体的な内容と工期等は。

●駐車場の修繕については、舗装の劣化が著しく進んでいる障害者用駐車場と通路で、早急な対応を必要とすることから、修繕するものであり、工期については、1週間を予定している。バリアフリートイレ化の工事については、温水洗浄器及び非接触型自動洗浄機能付便器と、オストメイト対応設備を予定している。工期については、1週間を予定している。

○閉館や利用できない期間があるのか。

●どちらの修繕工事も、休館なく、利用者に不便をかけず、施設利用ができる。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第57号 令和5年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について

○国保事務委託料、システム改修の委託料について、具体的な内容は。

●産前産後の保険税免除について、出産予定または出産した国民健康保険被保険者の所得割額及び均等割額を減額するものであり、令和6年1月1日施行に対応するもの。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第58号 令和5年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第1号） について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第59号 令和5年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第62号 令和4年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出3款民生費、4款衛生費及び10款教育費並びにこれらの歳出に関連する歳入14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入及び22款諸収入 について

3款 民生費 について

○直近の民生委員・児童委員の欠員状況は。

●令和5年9月1日現在の欠員数は15名であり、前年度の4月1日現在の欠員数からは8名減少している。

○決算年度における欠員数が前回の一斉改選時と比べて増加している要因は。

●民生委員の一斉改選と自治会長改選が重なる地域があり、推薦がうまくいかなかったものと分析している。

○決算年度において欠員解消に向けた対応策などは。

●民生委員の負担軽減のため、審議会委員等、市の充て職を減らすほか、高齢者調査やこんにちは赤ちゃん訪問等の見直しを図った。また、民生委員の活動についてチラシを作成し活用した。

○民生委員・児童委員の欠員対策に取り組まれない、との意見。

○今まで欠員が出ていなかった地域に欠員が生じた理由は。

●長期間在任していた民生委員が体調不良等により急遽退任したため、欠員が生じた。

○今後の欠員をなくすため、民生委員の後継者の養成、育成をされたい、との意見。

○主任児童委員の欠員が複数あり、子どもの虐待防止という観点から確保の見通しは。

●新狭山地区の推薦委員会では主任児童委員のチラシを作成し、欠員の解消に努めている。

○専門性を鑑みると、民生委員・児童委員の報酬は低いので、今後検討されたい、との意見。

○生活困窮者自立支援事業について、決算額が1.65%減少した理由は。

- 社会福祉扶助費の住居確保給付金が前年と比べて減少したため。
- 自立相談支援事業の委託料が約26万3,500円増額した理由は。
 - 事業に係る人件費の増加によるもの。
- 自立相談支援事業の新規相談件数が506件に減少した理由は。
 - 令和3年度との比較では減少しているが、相談の内容としては、離職や廃業といった、コロナによる一時的な相談というよりは、コロナ禍において積み重なった様々な問題、例えば8050問題や生活困窮、家族のメンタル的な問題等に対する相談が多くなり、コロナ前の平成31年度の相談件数（376件）よりも件数は増加したと分析している。
- 生活困窮者への自立支援について、就労率・改善率などの効果については、継続した経過観察等を行っているか。
 - 自立支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の三事業ともに、支援の目標を設定し、効果のチェックや相談者との面談及びモニタリングを支援員が定期的に継続して行っている。
- 経済や様々な状況によって生活困窮に陥る方のサポートをされたい、との意見。
- 生活困窮者自立支援事業費のうち、学習支援事業について、具体的な内容及び進学率等の状況は。
 - 学習支援についての登録者数は小学生24名、中学生28名、高校生21名となっている。学習教室は、小学生は北入曽の「ひまわりの里」で実施し、中学生と高校生は社会福祉会館で実施している。
また、進路状況については、中学生は100%、1高校生については、50%、となっている。なお、送迎支援については、小学生のみ、車両3台で実施している。
- 生活困窮者自立支援事業の学習支援の部分について、当該年度学校教育部でも、困窮世帯向けに通信機器のルーターの貸与等も進めたが、インフラの構築についての相談はいかがか。
 - アスポーツ事業において、令和4年度の相談はない。
- 教育部局と連携をし、生活困窮世帯における各家庭での学習支援に資する通信インフラの整備支援の調査をされたい、との意見。
- 社会福祉総務費中、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業費について、支給世帯数は。
 - 支給実績としては、2,379世帯である。
- 高齢者支援事業において、決算額が前年度で約464万円の増加となっている理由は。
 - 敬老事業に使うリストの作成機能及び高齢者世帯調査の管理コードの追加に伴うシステム改修委託料が約340万円、高齢者世帯調査のデータの入力などのために10月から雇用した会計年度任用職員の報酬等が約70万円、廃棄物収集運搬業務委託料で、35万円ほど増となり、決算額のほうが464万円ほど増え

ている。

○緊急通報サービス事業の設置件数が732件であり、4年間、700件台を推移。周知の方法など、改善項目があるのか。

●緊急通報サービスについては、特に新たな周知方法などは行ってはいない。申請を代行しているケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が申請者の状況を的確に判断し設置件数の増加につながったと考えている。

○緊急通報サービスの通報件数が増加している要因及び通報の主な内容、効果的な事例は。

●日常のささいな相談などができる「その他の通報」が増加している。715件の通報のうち、64件で救急車の出動要請があり、利用者の生命を守る効果は一定程度あったと考えている。

○緊急通報サービスの契約概要と1社当たりの月額は。

●事業の要件に見合ったサービスを提供できる事業者5者を市が指定し、業務委託契約を締結している。基本的な業務はどの事業者も同様であるが、細かいサービス内容が異なっており、委託料の1件当たり月額については、2,043円から4,620円と幅がある。緊急通報の装置は基本的には固定電話が必要であるが、一社だけは携帯電話でも利用が可能である。

なお、利用者の自己負担額については、市と事業者の契約しているこの月額から、生活保護世帯は2,000円を差し引いた額、市民税非課税世帯は1,800円を差し引いた額、市民税の課税世帯は1,600円を差し引いた額となっており、市はこの契約額と利用者の負担額の差額を事業者に払う契約になっている。

○緊急通報サービスについては、携帯電話による通報にも対応ができる事業者を増やし、携帯電話しか利用できない場合でも負担が重くならず利用ができるような形を検討されたい。との意見。

○高齢者支援事業のひとり歩き高齢者安心シール交付事業が、年々増加している理由は。

●申請を代行しているケアマネジャーや地域包括支援センターから必要に応じて申請されたことが増加につながっている。

○ひとり歩き高齢者安心シール事業とは。

●事業の概要として、二次元コードが記載されたシールを衣服やつえなどの持ち物に貼りつけておくことで、認知症などによる原因で高齢者が行方不明となった場合に、発見した方がその二次元コードをスマートフォンで読み取ると、専用の伝言板につながって、発見者と家族が連絡を取ることができ、早期発見、保護につなげているというシールである。交付する枚数は、約200回の洗濯に耐えうる白色で衣服などに熱で圧着して貼りつけるラベル30枚と、黄色で暗いところでも光る蓄光シール10枚の計40枚を無料で交付している。

○ひとり歩きシールを使った実際の避難者捜索訓練等の予定は。

●周知に今後取り組む。訓練は、今のところ予定していない。

○搜索訓練などを実施する中で、周知がなされていくので、訓練を実施されたい、との意見。

○ひとり歩き高齢者安心シール事業について、自治体をまたいだ取組の周知は。

●近隣の市町村が集まった会議等で周知をしていく。

○家庭ごみ戸別収集に関して、廃棄物収集運搬業務委託料の内容は。

●高齢者及び障害者世帯のごみ出しに対する困難を解消するため、家庭ごみを戸別に収集する業務を奥富環境センターから移管して実施している。

○今後は高齢者が増え委託料も増加することが見込まれる。上限の世帯数は。

●令和5年8月末現在で137世帯の方が利用している。現在の契約で、おおむね150世帯までは対応可能である。

○人口動向を見ると高齢者世帯が増加するため、今後も無料でごみの戸別回収ができるような仕組みを継続されたい、との意見。

○高齢者支援事業費について、当該年度の孤独死の発生状況は。

●令和4年度のは17件、令和3年度は16件である。狭山台圏域が6件と一番多くなっており、次が柏原・水富圏域の3件である。月別では、9月が4件と一番多くなっている。

○今後の防止策について、関係機関との連携等についての協議の状況は。

●見守りについて、民生委員、包括支援センター等で行っているほか、市内の配食等の事業者には要援護高齢者等支援ネットワークに参加していただいております、何か急変があった場合にはすぐ市や包括支援センターに連絡をいただくというネットワークづくりも進めている。

○障害者生活支援事業費中、緊急通報サービスの当該年度の利用状況は。

●登録者は27名であり、通報は4件であった。そのうち2件については、心臓発作の症状があり、救急搬送により命が助かったという事例があった。

○埼玉西部消防局によるNet119というボタン一つで通報ができるというシステムについて、市としての周知や啓発等々の取組状況は。

●Net119は聴覚障害等で身体障害者手帳が必要という要件はない。耳の聞こえが悪い方は誰でも利用することができ、スマートフォン等のウェブ機能を利用して火災や救急などの緊急通報できるシステムであり、事前の申請手続については電子申請も可能であり、市の障がい者福祉課では、ガイドブックで周知を図っている。

埼玉西部消防局が管轄している事業だが、市としては当事者団体、手話派遣事務所と連携して、事業の啓発を進め、必要な方がこのシステムを利用できるよう支援していきたい。

○Net 119について、聴覚障害者のみならず、発話が困難な方、精神障害のある方、耳の遠い高齢者なども対象に普及・啓発に努められたい、との意見。

○家庭児童相談事業について、決算額が354万円、26.92%増加している主な理由は。

●相談件数が増加傾向にある中、相談支援体制のさらなる強化を図るため、令和4年度より家庭児童相談員を4名から5名と1名増員したことにより、家庭児童相談員報酬、期末手当、費用弁償がそれぞれ増額となった。

○養護相談中、児童虐待の相談が増加傾向の要因の分析状況は。

●支援が長期化することで、相談件数、相談回数が増加する傾向にある。相談内容と相談種別等の傾向の変化については、養護相談、児童虐待と各相談項目に分類されないその他の相談については増加傾向にあり、養護相談のうち、虐待に該当しない養護相談その他は減少傾向にある。

○要保護児童対策事業費について、決算年度の状況と虐待を受けて保護者から離して一時保護される児童数は。

●令和4年度末において、要保護児童対策協議会で取り扱っている件数は、要保護が23件、要支援が266件、特定妊婦が14件となっている。同年度内に児童相談所へ一時保護された児童の人数は、55人である。

○引き続き、虐待が起こらない環境づくりと、虐待を早期に発見するような仕組みづくりに取り組まれない、との意見。

○各保育所の入所状況、待機児童の状況は。

●令和5年3月1日現在の定員総数は2,615人、入所児童数は2,556人、待機児童数は118人であった。

令和5年4月1日現在の定員総数は、前年の2,615人と比較し、85人増の2,700人となった。4月1日現在の入所児童数については、合計で2,551人となり、前年同月の2,383人と比較して168人の増加。待機児童数については、前年同月の12人に対し、5人減少した7人である。

令和5年8月1日現在の定員総数は、4月1日と変わりなく2,700人であり、入所児童数は2,643人、4月1日と比較して92人の増加、待機児童数は27人であり、4月1日と比較して20人の増加となっている。

○民間保育所等職員雇用費補助金について、決算額が約6,956万円であり、前年度比844万円増加している要因は。

●令和4年度に新狭山元氣保育園が新規で開設したことに伴い、補助金の対象人数がまず増えた。また、地域型保育事業所を令和4年度から新たに交付の対象とした。

○今後の保育士の処遇改善についての見解は。

●国では令和4年2月から月3%、9,000円相当の賃金改善を図った。令和4年10月からは、公定価格に

反映され、継続的な処遇改善が図られている。

また、民間保育所等雇用費補助金、月1万6,000円は市単独で出している補助金であり、今後とも処遇改善につながる補助金は予算の確保に努めていきたい。

○保育士の福利厚生制度の充実に対する見解は。

●現状としては、宿舍借り上げ補助という家賃補助、保育士の業務負担軽減を図るための保育補助者の雇用費補助制度の活用がある。

定着率の向上について、充実した研修の開催を現在も行っており、引き続き継続していきたい。

○保育士の確保及び定着率の向上に向け、正規職員、非正規職員に限らず、賃金の他、福利厚生制度の充実による処遇改善のための制度設計及び予算確保をされたい、との意見。

○A I入所判定システムについて、令和4年度のマッチング率は。

●81.13%である。前年度比約1.7ポイント増えている。

○判定結果に対して、保護者からの苦情は。

●1件もない。

○今後もA Iによる判定は継続するのか。

●業務効率において、スピード感を持って選考ができる点で効果が大きいため、職員による判断と合わせ、このシステムを継続して有効的に活用していきたい。

○コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業費について、当該年度の保育所の給食食材費の値上げの状況は。

●公立保育所給食で使用する材料のうち、市の購入価格において、値上がり率が顕著なものは、みりんが約5%、しょうゆが約12%、なたね油が約61%、魚が約41%であった。

○公立保育所給食費の主食費、副食費について、物価高騰の影響が出ないように、必要な予算を組まれたい、との意見。

○学童保育室の入室及び待機状況は。

●令和5年3月1日現在の学童保育室の入室児童数の合計は955人、待機児童数はゼロ、却下児童数は4名である。

令和5年4月1日現在の入室児童数の合計は1,172人、待機児童数は80人、却下児童数は2名である。

令和5年8月1日現在の入室児童数は1,217人、待機児童数は66人、却下児童数は1人である。

○今後、民間学童保育室の増室や学校敷地外に分室を設置する考えは。

●学童保育室の整備については、学校の敷地内に整備、設置することを基本としている。

今後についても、小学校の余裕教室を利用した整備や、小学校の敷地内に施設の整備ができるよう

に教育委員会と調整を行うが、整備が困難な場合については、待機児童の解消のために民間学童保育室の開室を検討していく。

○学童保育室の地区別における整備の見通しは。

●地区別の整備計画については、入曽地区は今回、民間学童を建てた。定員にもまだ空きがあるので、今後の状況を見守る。新狭山地区は、住宅の建設が非常に多くなることが想定されており、引き続き、学校と空き教室や敷地内に設置することを、調整したいと考えている。

○引き続き、人口動態などの調査も共有をしながら、教育委員会と連携をし、待機児童の解消に向けた取組をされたい、との意見。

○学童の支援員の確保についての取組状況は。

●令和5年9月1日現在、直営学童保育室において、放課後児童支援員29名、補助員14名を雇用し、各学童保育室の入室状況に合わせた適正な職員配置を行っている。

指定管理の学童保育室については、指定管理者を更新する際には条件を明記し、その条件に基づいて支援員を雇用するよう指導をしている。

○市は、指定管理者の責任者とも連携をして、コミュニケーションを図り、支援員の確保や働き方について指導を実施されたい、との意見。

○学童保育室の補助員報酬、支援員報酬について、支援員と補助員の職種、勤務時間及び最長の勤務年数は。

●全て会計年度任用職員であり、本人の希望を加味しつつ、通常は5時間勤務である。勤務年数が一番長い職員は、23年勤務している。

○学童保育室の責任者においては、職務に応じた待遇となるよう、今後の検討をなされたい、との意見。

○民生費雑入の生活保護費返還金について、収納状況は。

●生活保護法第63条による返還金が77件、1,504万2,589円、78条による徴収金が65件、303万6,458円、その他返還金が25件、53万6,687円、合計で167件、1,861万5,734円である。

○生活保護法第63条、78条、その他について、具体的な説明を。

●生活保護法の第63条の返還金については、例えば生活保護費を受給後に、年金が遡及して受給された場合など返還を行うもので、

生活保護法第78条の徴収金とは、例えば生活保護費を受けているにもかかわらず、意図的に仕事の収入を申告していない、ほかの方からもらっているお金を申告していなかった場合等に適用され、返還すべき金額を徴収するものである。

その他の返還金は、保護の変更や停止によって保護金品に過支給が生じた場合の返還金である。

○令和3年度、令和4年度の不納欠損について、説明を。

●令和3年度が、40件で1,291万727円、令和4年度が7件の674万7,168円で前年度比約600万円減額となっており、不納欠損の件数も40件から7件に減少している。これは、最終納付日から5年を経過したものについて、地方自治法の第236条第1項の規定によって、令和5年3月に時効の完成という判断を行い、債権が消滅したものである。

○不納欠損の状況は行政報告書等にも具体的に記載されたい、との意見。また、個々の状況を把握した上で、適切な指導、配慮のある対応を重ね、現状の回復をされたい、との意見。

○生活保護の保護率について、本会議での答弁があったが、こういった世帯から保護の開始に至ったのか。

●世帯主や世帯員の傷病によるものが47件で約28.0%、失業によるものが9件で約5.3%、稼働者の死別離別等によるものが2件で約1.1%、稼働収入の減少によるものが9件で約5.4%、預貯金や仕送り等の減少によるものが72件で約42.9%、その他の理由によるものが29件で約17.3%となっている。

○生活保護受給者の世帯類型別ではどうか。

●845世帯のうち561世帯、約66.4%が高齢者世帯で障害者世帯が105世帯で約12.4%、傷病世帯が66世帯で約7.8%、母子世帯は14世帯で約1.7%、という状況である。

○国、県、近隣の平均と比べて、低い保護率の要因は。

●担当ケースワーカーの努力で、ケースの抱える問題が解決されていることやトータルサポート事業による生活困窮者の適切な支援の成果が表れているものと考えている。

○生活保護にかかわる相談員およびケースワーカーの研修状況及び担当世帯数は。

●埼玉県主催のケースワーカー研修、査察指導員研修など、経験年数、職種に応じた研修への参加や、庁内においても定期的に研修を実施している。

なお、ケースワーカー1人が受け持っている世帯は84世帯である。

○生活保護のケースワーカーについて、職員数を確保した上で、研修等の受講体制を拡充し、経験年数による差のない対応をされたい、との意見。

4款 衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費から4目予防費 について

○狭山准看護学校の運営費補助金について、近年の入学、卒業の状況及び課題は。

●令和4年度の入学者は37人、令和5年度は30人である。令和4年3月の卒業生は34名であり、進学者数が13人、就職者数が25人である。令和5年3月の卒業生は26人であり、進学者数が13人、就職者数が15人である。課題については、平成24年度をピークに卒業生が年々減っていることである。

○就職者のうち、市内の医療機関等への就職状況は。

●令和4年3月の25名の就職者のうち、市内就職は12名、令和5年3月の15名の就職者のうち、市内就

職は8名である。

○ふれあい健康センターの管理事業費について、サピオ稲荷山の収入部分について、指定管理料として公が入れている割合は。

●全体の収入が約2億4,000万円であり、指定管理料が約2億1,000万円であるため、ほぼ公の負担となっている。

○初期救急医療体制整備事業費中、急患センター運営補助金について、急患センターの収支状況は。

●収入は、診療報酬と市補助金であり、合計で3,864万9,408円である。支出は、事業費であり、4,088万3,027円である。

10 款教育費 について

○奨学金の貸与事業費について、現状の奨学金の実施要領における具体的な基準及び貸与の推移は。

●昭和47年の制度創設以降、高校生が162人、専修学校生87人、大学生440人、高等専門学校生2人、合計691人への貸与実績がある。平成29年1月に制度の目的である能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって就学困難な者に対して奨学金を貸与し、もって有為な人材を育成することという本来の趣旨に沿った制度運用を図るべく、世帯収入と成績要件となる学力基準を追加した。

学力基準については、日本学生支援機構の第一種奨学金の学力基準に倣い、申請時までの2年分の全履修教科の評定平均値が5段階評価でおおむね3.5以上であることとしているが、本市では、3.4や3.3の場合でも、英検等の一定の資格を取得した方や生徒会活動、部活動で優秀な成績を収めた方には加点を行うこととしている。また、高校進学者の成績要件については、県内の高校進学率が98%を超えており、広く支援する趣旨から、成績要件は設けていない。

令和元年度の狭山市奨学金制度においては、予算額1,802万円を計上し、算出根拠は、新規貸与見込数が14件、継続貸与見込数が45件、当該年度の奨学金に関する相談は29件であり、決算額については977万1,000円。内訳は、新規貸与が4件、継続貸与が33件。

令和2年度においては、予算額1,395万8,000円を計上し、算出根拠としては、新規貸与見込数が11件、継続貸与見込数が36件、当該年度の奨学金に関する相談は25件あり、決算額については685万1,000円。内訳は、新規貸与が4件、継続貸与が22件となります。令和2年は、高等学校等就学支援金制度の私立高校生への支援金が大幅に拡充され、世帯年収に応じて私立高校授業料の実質無償化が図られ、これ以降、高校生の新規の貸与件数はゼロ件となっている。また、大学や短大等への高等教育の就学支援新制度の実施により、日本学生支援機構が運営する給付型奨学金の大幅な拡充及び国による授業料減免制度が創設された。

令和3年度においては、予算額1,302万6,000円を計上し、算出根拠は、新規貸与見込数が16件、継続貸与見込数が22件で、当該年度の奨学金に関する相談は28件あり、決算額については416万6,000円。内訳は、新規貸与が1件、継続貸与が17件。

令和4年度においては、予算額1,206万6,000円を計上し、算出根拠は、新規貸与見込数が13件、継

続貸与見込数が26件、当該年度の奨学金に関する相談は21件あり、決算額については232万8,000円。
内訳は、新規貸与がゼロ件、継続貸与が10件。

令和5年度の狭山市奨学金制度の予算額は、1,036万6,000円を計上しており、内訳は、新規貸与見込数が12件、継続貸与見込数が22件である。

○当該年度の主な相談内容は。

●総問合せ件数は21件であった。この内、狭山市の奨学金制度に関する問合せ以外に、高等学校等就学支援金制度や日本学生支援機構の奨学金に関する問合せも含まれる。また、成績や所得に関わる相談もあったが、市の基準に合致していないことから、埼玉県奨学金制度や国の教育ローン等を案内したケースもあった。

○学力基準を3.5以上とした根拠は。

●当初の平成28年1月の改正のときに、無利子である日本学生支援機構の第一種奨学金の基準が3.5以上であり、それに基づいて設定した。

○奨学金貸与を希望される方全員への支給に向け、見直しをされたい、との意見。

○小学校の規模と配置の適正化の状況について、文教厚生委員会等へ報告ができる時期は。

●社会増による児童生徒数の将来推計と実数に乖離が出ている学校がある。それを踏まえて今年度、社会増を考慮した児童推計をコンサルの支援を受けながら算出し直している。適正化の基本方針の見直しがある程度形になったところで、議会に説明を考えている。

○小学校の適正化について検討を進めて、適宜文教厚生委員会に報告されたい、との意見。

○保育所と幼稚園、あるいは学童保育室等に関しても、将来人口推計が施設整備等に大きな影響を与えるため、提出された資料について、福祉部と共有されたい。との意見。

○学力向上推進事業の集中講義について、当該年度における小中学生のそれぞれの所感は。

●小学生の学習支援事業については、学力に差が出やすい小学校4年生の算数を対象に、1年間を通して、週1回ずつ希望者に実施している。中学校の学習支援事業については、夏期・冬期の集中講座、合わせて9日間、英語・数学・国語の3教科を希望者に実施している。

○小中学校における学力向上推進事業の集中講義について、よかった点は。

●小学生については、学力の伸びが全体的に見られている。中学生についても、少人数での学習対応で非常に効果的であったという意見があったことに加え、学力の伸びが見られている。

○学力の伸びが見られたことの検証内容について行政報告書にK P Iを具体的に設けて掲載されたい、との意見。

○小中学校の就学支援事業費について、当該年度の小中別の平均就学援助率、最高値、最低値は。

●受給率については、小学校の最大が18.9%、最小が7.6%で、中学校では最大が18.3%、最小が10.8%であり、小中学校全体では12.8%となっている。

○小学校教育用コンピューター機器整備事業において、具体的なICTの利活用は。

●GIGAスクール構想に基づいて1人1台端末を取り入れたことで、授業の中で新しい学びの形ができ、令和2年からの3年間で様々なソフトを使って学習を進めている。学校業務についても、デジタルトランスフォーメーションにより様々な改革が起こり、勤怠管理や出欠席の確認は電話連絡ではなく可能となり、学校業務の改善につながっている。

○ICTの利活用に向け、タブレット端末の有効利用について、さらなる研究を進められたい、との意見。

○小・中学校の管理事業費について、エアコンの使用に対する電気代の節約は、どのように実施されているのか。

●空調利用について、利用時間の決まりは特に設けてはいない。各学校には児童生徒の健康の維持を最優先にし、適切な利用をするよう指導している。

○子どもたちの安全・安心のため、適切なエアコンの使用について、教育委員会から指導をされたい、との意見。

○学校における熱中症対策の変遷は。

●国や県からの通知を基に、児童生徒の安全確保を最優先した対策の実施の可否についての判断基準を示しながら、環境条件に配慮した教育活動を実施するように指示をし、熱中症事故防止の徹底について指導を適切に行うよう、各学校に通知を出している。

○養護教諭や現場の教諭に全て熱中症対策の安全管理や体調管理を任せるとするのは相当に無理があると思われる。看護師や医師等による暑さ対策ができるよう、配置や工夫をなされたい。また、体育館等に冷房や涼風機等の措置を取り、安全に体を育むことができるような施設の配慮を速やかに行われたい、との意見。

○小中学校の就学支援事業費について、当該年度の主な変更点は。

●令和4年度よりオンライン学習通信費の支給を開始した。GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台学習用タブレットを使用し家庭でオンライン学習ができるように、新たに月額580円程度、学用品費などと併せて支給をしている。

○オンライン学習通信費について月額580円の補助とした算定根拠は。

●通信費は平均月額4,500円、4人家族とすると、1人当たり1,125円。オンライン学習で利用するのは半分の約563円が妥当ではないかと考えられる。12ヵ月分で6,756円となるため、年額7,000円を支給している。

○オンライン学習が活用されているのか調査、検証をし、通信費補助の増額も検討されたい、との意見。

○小中学校の就学援助事業費について、部局間で連携し、各家庭における1人1台端末の通信費補助を増額されたいとの意見。

○中学校教育振興事業費中、業務手数料の英検の受験料について、受験級の内訳や合否の結果について、行政報告書に記載をする考えは。

●中学校の英検受験については、教育センターにおいて受験者数及び受験級を把握しているが、行政報告書への掲載については、教育センターと調整し、必要があれば掲載することも考えたい。

○小学校の校舎等の改修事業について、令和4年度は、トイレ等を行っていない理由は。

●教育委員会では、全小中学校の縦1系統のトイレ改修に取り組むこととし、まずは小学校を優先して改修するため、平成29年度から令和2年度までの4年間で全小学校の児童用トイレ改修工事を完了している。また、令和3年度からは中学校のトイレ改修に取り組み、令和3年度及び令和4年度の2年間で全中学校の生徒用トイレ改修工事を完了し、令和4年度をもって全小中学校23校の児童生徒用トイレの改修は完了している。そのため、令和4年度においては小学校のトイレ改修のほか、校舎の改修事業を行っていない。

○小中学校におけるトイレの大便器の洋式化率は。

●令和5年9月1日時点で、小学校の大便器の総数は、1,053台であり、この中で洋式便器の数量が556台となることから、洋式便器の占める割合は52.8%となっている。

中学校の大便器の総数は、529台であり、この中で、洋式便器の数量が360台となることから、洋式便器の占める割合は68.0%となっている。

○小中学校のトイレ洋式化について、早期実施をするための予算確保をされたい。

○図書館利用推進事業費中、事業関係委託料、会計年度任用職員の選考審査委託料について、当初予算ではなく流用をして実施した経緯は。

●会計年度任用職員の任用手続については、原則公募を行い、選考などによる客観的な能力の実証をもって行うものとしている。多くの応募が見込まれるなかで選考方法について検討し、2次審査まで行う必要があると判断したため、予算流用の措置を行った。

○会計年度任用職員報酬について、一番長く働かれている会計年度任用職員の就労期間は。

●22年間である。

○非常に評価の高い図書館事業については、評価が落ちることがないように、十分な経験を持った職員の採用をされたい、との意見。

○スポーツ振興事業費について、令和4年度の状況は。

●全国大会以上の大会に出場された選手、団体には、奨励金事業として、狭山市スポーツ協会から奨励金を交付している。この交付対象は、協会に加盟する団体、個人となっているが、協会会員以外の市

民のスポーツ活動に対しても奨励金を交付することで、市民がスポーツ活動をする上での励みとなり、本市のスポーツ振興をより一層発展させる効果があるものと考えており、この交付対象拡充の可否について、スポーツ協会の役員の方たちと協議を始めていきたい。

○スポーツ奨励金の交付については、競技の種類、個人・団体及び狭山市スポーツ協会への加入非加入を問わず、広く交付されることを検討されたい、との意見。

○スポーツ施設費中、武道館管理事業について、令和4年度から供用開始した武道館の利用状況及び過去の旧武道館の利用状況との比較は。

●武道場の利用件数は1,042件、利用人数は1万5,313人で、武道場の利用率は32.5%、1日の平均利用人数は57.4人となっている。

また、令和5年3月31日現在の利用登録団体数は、武道団体が31団体、武道以外の団体が7団体で、利用人数に占める武道種目の団体利用の割合は87.1%となっている。

旧武道館は、平成24年度をもって利用を停止しており、平成24年度の利用件数は1,429件、利用人数1万9,437人で、利用率は38.7%、1日の平均利用者数は63.1人である。また、平成25年3月31日時点での利用登録団体数は、武道団体が18団体、武道以外の団体が8団体で、利用人数に占める武道種目の団体利用の割合は74.9%である。

○武道以外の利用率を上げることについての方針は。

●武道館の利用率向上を図るため、昨年度、キッズダンスやヨガ教室など武道以外の教室を実施した。引き続き武道館を多くの方に利用していただくため、武道種目は基より、武道以外の種目についても、積極的に教室等を実施し利用率向上につなげたい。

○学校給食事業費中、事業手法検討調査業務委託料において、入間川・柏原学校給食センターの更新事業について、包括委託方式とはどのようなものか。

●受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により、効率的、効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託する手法である。

○事業の更新で包括委託方式にした理由は。

●事業手法を検討した結果、給食センターの維持管理状況、調理業務等が良好であり、そのまま利用するのが望ましいという結果に至り、現在のPFI事業に準じた手法で実施でき、財政負担軽減などを図れる手法を模索した結果、包括委託方式が優れているという結論になった。

○近隣市の更新事業として、この包括委託方式を採用している自治体は。

●埼玉県内で学校給食センター事業に係るPFI事業からの更新事業を行うのは、本市が初であり、類似事例はない。関東圏内まで範囲を広げると、千葉市、浦安市がPFI事業から包括委託方式へ更新を行った事例がある。

○県内初の事例であり、子どもたちに影響が出ないよう取り組まれない、との意見。

○学校給食費は概算でいくらか。

●私会計となっており、収支予算、決算については、狭山市立学校給食センター運営委員会会議において審議・承認を得ている。令和4年度収支額は、交付金425万3,218円を含む収入額は約5億2,000万円、支出額は約5億2,000万円となっている。

○公会計化することへの検討状況は。

●公会計にする場合、組織体制及び人員の確保や電算システムの整備改修に係る経費及び運用に係る経費の確保が必要になる。公会計化のメリットを見極め、公会計の導入を図っていくか否かを判断したいと考えているが、今のところ公会計化は考えていない。

○学校給食費の公会計化に向け、システムや運営方法の調査を目的とした予算の計上をなされたい、との意見。

○生活応援！学校給食費補助金に関し、物価高騰に対して今後の対応は。

●原油価格、物価の高騰により顕著に高騰している一部の食用油、小麦、麺類を対象に、消費者物価指数の上昇率から積算した金額を、令和4年9月から令和5年3月までに献立予算に充当した。今後も物価が上がると予想されるが、保護者の負担を増やすことなく、栄養価充足率を保ち、児童生徒への給食を提供していく。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

○要望指摘事項

1. 生活保護を必要とする方に支援がいきわたるよう、基準に応じたケースワーカー数を確保するとともに、支援スキルの向上に向けた研修等の受講体制を拡充されたい。
2. 各家庭において、洋式トイレが一般的であることを鑑みて、大規模修繕の前倒しを含め、小中学校の全てのトイレの洋式化を早期に実施されたい。
3. 各世帯の収入状況等を鑑み、教育の機会均等の観点から、1人1台端末を活用した家庭学習等に資する通信環境整備について、部局間で連携し支援を進められたい。
4. スポーツ奨励金については、競技の種類、個人・団体及び狭山市スポーツ協会への加入非加入を問わず、広く交付されたい。

議案第63号 令和4年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○税率改定による影響額、6.36%増の内訳は。

●保険料の現年分の収入済額は30億1,853万8,235円であり、令和3年度の収入済額28億3,801万9,648円に対して6.36%、約1億8,000万円の増となっている。

- 生活困窮による保険税減免並びに一部負担金の減免の適用がないが、相談はあったのか。
- 生活困窮減免の相談については2件あり、収入額が基準を超過していた1件と、生活福祉課へ案内した1件である。
- 短期保険証、資格証明書の発行件数は。
- 令和4年度の短期証発行は50件、資格証発行は29件である。
- 短期保険証者については、納税相談の機会確保は。今後マイナ保険証への一本化になったときに、短期保険証は発行されなくなると聞いているが方向性は。
- 短期証候補呼出し通知179件のうち85件が納税相談や納税につながっている。また、短期証の世帯は25件中9件、資格証の人は27件中2件、納税相談や納税につながっている。マイナ保険証移行後は保険証の廃止に伴い、短期被保険者証は廃止となる予定。資格証明書は、その交付に代わり、医療機関等受診の際には現物給付から特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととなっているが、まだ詳細については国から来ていない。
- 短期保険証が廃止される方向になったとき、マイナ保険証を持ち滞納されている方にどのような勧奨を行っていくのか。
- まだ詳細が見えてこないところもあり、被保険者の負担にならないように、国の通知等が来たら早急に対応したい。
- レセプトの返戻率は。
- 医療費適正化対策として、診療報酬明細書の点検を行っており、令和4年度内容点検効果率は0.14%となっている。
- 特定健診の受診率が35.6%である要因は。また、受診率の向上に努力されたことは、。
- 前年と比較して2ポイント上昇した理由として、新型コロナウイルス感染症により受診を控えていた方が戻ったことによると考えている。広報紙や公式ホームページなどで周知を図っていきたいと思っている。
- 令和3年度からは未受診者への、はがきによる勧奨通知の発送と対象者の拡大や、他の健診等の受診者に対して、二次元コードを活用した健診情報の提供依頼を行った。さらに、令和4年度からは受診期間を5月から翌年1月までとし、1ヵ月間延長し、受診率の向上を図っている。
- 二次元コードでの情報提供の効果はどのようなものがあつたか。
- 令和3年度が2件、令和4年度も2件、令和5年度9月時点では1件である。情報提供に協力していただけるよう、周知方法を考えていきたい。
- 狭山市の特定健診の項目が、国の示す基準よりも充実をしている内容は。
- 血糖検査について、国基準では空腹時血糖またはヘモグロビンA1cのいずれかで実施することにな

っているが、市では検査項目となっている。

○狭山市の健診が充実していることを、今後PRしていくことも検討されたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第64号 令和4年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○要介護認定等申請件数が8,798件となった主な要因は。

●申請件数が増えた主な要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の特例措置として、平成31年4月より更新申請に伴う有効期間の設定が1年間延長できることにより、延長申請者が複数年積み重ねられた結果、同じ時期に更新者が大幅に増加した。

○介護認定審査会が196回開催されているがその対応は。

●令和4年度は、年間で49回開催しており、1回当たり4合議体で審査するので196回となる、現在月に一、二回程度臨時審査会を開いて対応している。

将来にわたって持続可能な審査会として機能していくためには、審査方法や審査件数の見直し、認定審査に係るシステムの導入など審査の在り方を見直していく必要があると考えている。現在、認定審査会委員の構成メンバーである狭山市医師会などに働きかけをして、認定事務の効率化に向けた検討会の立ち上げに着手した状況である。

○要介護の認定について、予算、決算への影響をどのように捉えているか。

●本市は後期高齢者が前期高齢者を上回っている状況であり、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年に向け、一貫して認定者数、給付費は増加傾向にあると予測している。

○認定審査会や介護認定調査事業について、申請をしてから認定を受けるまでの期間を短縮できるように、工夫をされたい、との意見。

○介護保険料減免の相談に来られた方で、減免の対応にならなかったケースがあるのか。新型コロナの減免に関しては、現在もあるのか。

●令和4年度の相談件数は41件で、そのうち却下となったのが2件である。却下となった理由は、同一世帯に給料収入の多い方がいたためである。新型コロナの減免については、現在も継続している。

○保険料を滞納し、サービスの給付制限を受けている人数は。

●令和4年度末時点では14人おり、そのうち給付制限中にサービスを利用している方は11人いる。

○介護保険料減免基準の見直しも含めて、滞納者の調査を引き続きなされたいとの意見。

○国から調整交付金が5%で交付された場合の交付額は。

●令和4年度の交付率が5%であった場合の試算では、4億9,888万6,000円になる。

○引き続き、保険の枠外できちんと5%の交付をするように、機会を捉えて国に声を上げてほしいとの意見。

○介護保険事業計画の第8期の2年目に当たり、当初予定をしていたサービス事業量から特に増えているものは。

●予防給付の伸びが16%を超え非常に多くなっている。

○次期の計画策定に向け、予防給付の伸びを抑える内容について、具体的に考えているか。

●通所型のサービスCについては、短期集中で予防に取り組む内容であり、担い手確保の課題もあり、通所型のサービスCの整備には至っていない。予防策の充実は9期計画で取り組んでいきたい。

○特別養護老人ホーム等の直近の待機状況と施設への入所に向けた今後の施設整備の見通しは。

●待機者の状況は、令和5年8月1日現在247名であり、平均の待機月数は15ヵ月程度である。今後の施設整備の関係については、作成中の第9期計画の中で検討しているが、直近では、令和7年4月1日開所に向けた特別養護老人ホーム1ヵ所の整備が進んでいる。

○介護事業者について、現状で休業になっている事業者はないか。業務継続計画の策定状況は。

●令和4年度において業務が停滞した施設は、特別養護老人ホームが8ヵ所、介護老人保健施設が2ヵ所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が4ヵ所、認知症高齢者のグループホームが2ヵ所、小規模多機能型居宅介護事業所が1ヵ所、デイサービスの事業所が2ヵ所、ショートステイの事業所が2ヵ所あった。現在は、感染者が増えてきている状況だが、事業が休止している状況にはない。業務継続計画は、感染症あるいは災害が発生した場合に、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう体制を構築する観点から、令和6年3月末までに全ての事業者を対象に、計画の策定を義務づけている。国・県ではこの取組を支援するために、ホームページを通じて策定の支援を展開している。市としても、事業者からの相談には応じている。

○地域支援事業費が大きく減少した背景と要因等は。

●令和4年度に減額となった理由は、重層的支援体制整備事業があり、介護保険特別会計から一般会計に移して計上したため、例年と比べて減額となった。

○新しい特別養護老人ホームができたとしても、勤める職員がいないと運営が成り立たない。職員の充足状況は。

●介護職員は、離職も非常に多く、さらに、募集をかけてもなかなか採用に至らない現状がある。介護職員の不足、就職の関係については、埼玉県などが中心となって行っているが、市としても、そうした取組と連携し、例えば介護職の就職相談会を市内で開催したり、相談できる機関を紹介したり、等

の取組をしている。

○介護職員の処遇改善の取組として、市はどのようなことを行っているか。

●賃金、職場環境の整備・改善を目的として、介護職員の処遇改善加算の充実を図っている。令和元年10月には経験、技能のある介護職員にさらなる処遇改善を行うための介護職員等特定処遇改善加算を創設した。また、令和3年度の介護報酬改定において、処遇改善加算及び特定加算の見直しが行われている。さらに、令和4年10月以降については、介護報酬改定を行われ、介護職員の収入引上げの措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算も創設された。

こうした処遇改善の取組について、市のホームページを通じて介護事業者にも周知し、加算を取得する事業者の拡大に努めている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第65号 令和4年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○保険料改定による11.89%の増に伴う金額は幾らか。

●保険料の現年分の収入済額の差は、2億2,323万7,230円である。

○後期高齢者医療保険料について、滞納と減免等の状況は。

●滞納者数については、令和4年度が334人であり、令和3年度の254人より80人増加。増加の要因は、被保険者数の増加が考えられる。今後も納税相談などを行いながら、適切な納付勧奨に努めてまいりたい。

減免実績について、令和4年度は、東日本大震災による減免が1名、火災による減免が2名、新型コロナウイルス感染症に関わる減免が2名で、総額38万8,300円となっている。

○広域連合では、市町村が行う長寿健康事業に関して補助を出している。当市の対象事業は、との質疑。

●健康診査の追加項目である眼底検査受診分について交付申請を行い、支出額168万3,847円の3分の1である56万1,282円の補助金を受けている。

○広域連合による補助が受けられる新たな事業について検討をされたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。